

## 11.白地手形

### 11-1.成立

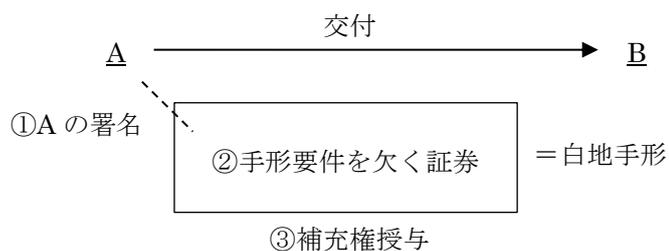
#### (1)意義

署名者が後日所持人をして補充させる意思をもって手形要件の全部または一部をことさらに記載しないで流通においた証券（大判大 10・10・1 民録 27-1686 参照）

=商慣習法で認められた有価証券

⇔ 手 75・76 I

#### (2)要件



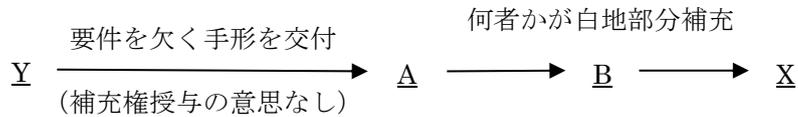
①手形債務者になる者の署名

②手形要件の欠缺——振出日／受取人／金額や満期

③補充権授与——主観説

**事例 11-a** 補充権授与の意思を欠く場合 [テキスト事例 10-1 を一部変更]

Y は A に資金融通者の紹介を依頼し、資金融通者が決まれば白地部分を Y 自らが補充する旨を告げて、金額・受取人・満期・振出日を白地とした手形に振出署名をして A に交付した。A に依頼した金融は実現しなかったが、右手形は A→B→X と裏書譲渡され、その間に白地部分が何者かによって補充された。X は Y に対して手形金の支払を請求することができるか。

**最判昭 31・7・20 民集 10-8-1022**

「[事例] の場合、手形の交付を受ける手形振出の相手方その他の他人に対して、手形の白地要件の補充権を与えたものでない点において、通常の白地手形の振出とは異なること論旨指摘のとおりであるけれども…振出人…においては、他日約旨に従って手形要件の補充された場合にその文言に従って振出人として手形上の責任を負担する意思をもって本件手形に記名捺印したものであることは明らかであり、又、本件手形が金融依頼の目的をもって…交付されたことは、前示のとおりであつて、本件手形は振出人の意思にもとずいて流通におかれたものと解すべきであるから、振出人…は、たとえ、…手形転々の途上において右約旨と異なる補充がせられたとしても、手形の所持人が悪意又は重大な過失で手形を取得したものでない限り、その違約の故を以て所持人に対抗することのできないことは、手形法七七条二項一〇条の法意に照し、明らかであるとしなければならない。」

学説（権利外観理論、手 10 類推適用）

**11-2. 流通と権利行使****(1) 流通と権利行使**

白地の補充を条件とする金銭支払請求権（手形上の権利者となりうる法律上の地位）  
+ 補充権

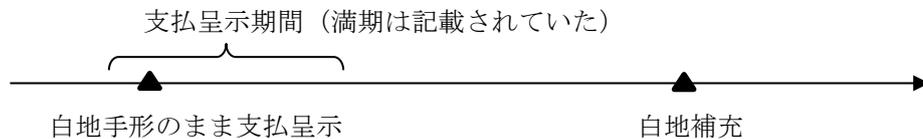
裏書（資格授与的効力・善意取得・人的抗弁の切断）

白地補充→権利行使

## (2)白地手形のままの支払呈示——支払呈示の効果（付遅滞効・遡求権保全効）？

## 最判昭 33・3・7 民集 12-3-511

「いわゆる白地手形は、後日手形要件の記載が補充されてはじめて完全な手形となるにとどまり、その補充があるまでは未完成の手形にすぎないのであるから、それによつて手形上の権利を行使してもその効力を生ずるものではないし、また後日要件の記載が補充されても、署名者が手形上の責任を負うに至るのは補充の時からであつて、白地手形行為の時まで遡るものではないと解すべきである。したがつて、本件…手形につき受取人（指図人）欄の白地の儘なされた支払のための呈示は無効であり、その呈示期間経過後になされた補充によつて右呈示が遡つて有効になるいわれはない…。」



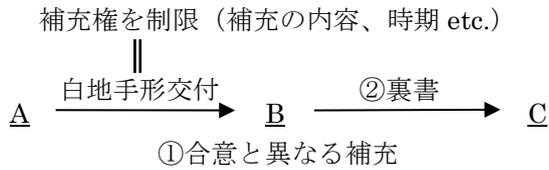
白地手形のまま手形金請求訴訟を提起した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・そのままでは敗訴（最判昭 41・6・16 民集 20-5-1046） ＝口頭弁論終結までに白地を補充する必要</li> <li>・時効の完成猶予効あり（最大判昭 41・11・2 民集 20-9-1674）</li> </ul>
白地を補充しなかったために請求が棄却された場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その後に白地を補充して再度同じ被告に対して手形金請求の訴えを起こすことは、前訴判決の既判力により許されず（最判昭 57・3・30 民集 36-3-501）</li> </ul>

## \* 当座勘定規定（三井住友銀行）18(1)

「…確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。」

## 11-3. 不当補充

## (1) 不当補充の場合の責任 (手 10・77Ⅱ)



## (2) 未補充の白地手形の取得者



## 最判昭 36・11・24 民集 15-10-2536

「小切手法一三条は、白地小切手について、予め為したる合意と異なる補充がなされた場合に、その違反は、これをもって、善意で、かつ重過失なくして小切手を取得した小切手の所持人には対抗することができない旨を規定する。このことは、既に補充権の行使によつて完成された小切手を善意で、かつ重過失なくして取得した所持人の場合に適用されるのみならず、善意でかつ重過失なくして白地小切手を取得した所持人が自ら予めなされた合意と異なる補充をした場合にも適用あるものと解するを相当とする。けだし、同法一三条の法意は、小切手の流通を円滑にし、善意で、かつ重過失なき所持人を保護することを主意とするものであるからである。」

## 最判昭 41・11・10 民集 20-9-1756

「手形法第七七条第二項、第一〇条によれば、白地の約束手形について、予めなした合意と異なる補充がなされた場合、その違反はこれを以て悪意又は重大な過失なくしてこれを取得した所持人に対抗できないと規定されているが、この規定は、既に合意と異なる補充のされている手形を悪意又は重大な過失なくして取得した所持人に対する場合のみならず、悪意又は重大な過失なくして白地手形を取得した上、予めなされている合意と異なる補充を自らした所持人に対する場合にも、適用あるものと解するを相当とする。」

\* 金額・満期が白地の場合は？